

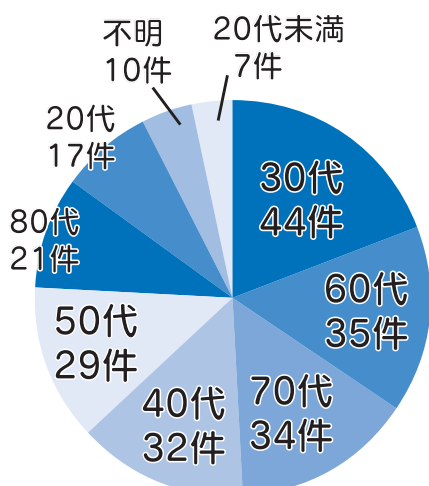
うまい話にご用心



その契約、本当に大丈夫？

欲しい物が欲しいときに簡単に手に入る時代・・・
ますます便利になる私たちの暮らし・・・

しかし、その一方で、悪質商法での被害や契約・取引でのトラブルが後を絶ちません。私たち消費者が被害やトラブルに遭わないためには、信頼できる業者などを見極める目を持つことやいらぬものは「いらぬ」とはっきり意思表示することが大切です。今月の特集では、消費生活相談のまとめを紹介していますので、参考にしてください！



<年代別相談件数>

平成22年度消費生活相談のまとめ

平成22年度の相談件数は、前年度より73件増加と大幅に伸び、229件となりました。悪質な相談が増えたこと、相談日が週2日から週3日になったことなどによるものです。

契約当事者の男女別相談件数では、女性のほうがやや多く、年代別では30代が最も多く、60代、70代、40代の順になっています。また、高校生などの未成年者の相談も前年度より増加しています。相談内容では、インターネット関連の相談や利殖商法による契約トラブルなどが目立っています。

相談員への相談内容や内容別相談件数

商品・サービス	相談内容（抜粋）
金融・保険サービス (48件)	消費者金融から借金し、返済を続けてきたが、収入が減って返済できない。
運輸・通信サービス (40件)	パソコンの懸賞サイトに応募したら、勝手に出会い系サイトに登録され、次々にポイントを買われた。
教養・娯楽品 (29件)	訪問販売でテレビをあげると言われ、5年間の購読契約をしたが解約したい。
土地・建物・工事 (26件)	環境にやさしく、電気代が安くなると訪問され、省エネ型給湯器を契約したが解約したい。
住居品 (17件)	・頼んだ覚えがないのに枕が送りつけられた。 ・高齢の母が断ったのに無断で消火器を契約させられた。
食料品 (11件)	・頼んだ覚えがないのに一方的につくだ煮が送りつけられた。 ・カニを送料無料で送ると言われ一方的に電話が切れた。
その他の相談 (58件)	自宅に点検に来た業者から、白蟻がいると言われ駆除の契約をしたが不安で解約したい。

消費生活専門相談員さんからのアドバイス

私たちの仕事は相談者からの話を聞き取り、整理してあげることです。最近あった相談では、80歳代の女性が未公開株の購入を迫られ、一度購入してしまっ

たことをきっかけに、次々にかわるがわる業者がセールスに訪れるケースがありました。少しでも早く相談いただければ、解決に結びつきます。消費者被害に遭わないためにも「優しい言葉や脅しにのらない」「契約は急がずにしっかり考える」「いらぬものはいらぬと断る」など、しっかりと心掛けてください。



<松島 妙子 相談員>

<消費生活相談>

毎週月・水・金曜日 10:00～16:00（水曜日は15:00まで）
まずは電話でお問い合わせください。産業振興課 内線 2780